

大口町告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月3日

大口町長 鈴木 雅 博

道路の区域変更

路線 番号	路 線 名	新 旧	区 間	敷地幅員	延長
1525	町道 大屋敷 25 号 線	旧	高橋一丁目 16 番 1 地 先から 高橋一丁目 115 番地 先まで	2.0~4.0m	366.9m
		新	高橋一丁目 16 番 7 地 先から 高橋一丁目 115 番地 先まで	2.0~6.0m	366.9m

道路区域の変更 町道大屋敷25号線 位置図



1 : 1,000

0 1 2 × 10m